

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|             |                              |                                                                            |
|-------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 部 課 室 等 名   | 都市建設部 建築指導課                  |                                                                            |
| 許 認 可 等 名   | 開発許可を受けた土地の公告後の建築等の特例許可      |                                                                            |
| 根 拠 法 令     | 都市計画法                        |                                                                            |
| 根 拠 条 項     | 第42条第1項                      |                                                                            |
| 連 絡 先       | (電話621-5029)                 |                                                                            |
| 審 査 基 準     | 基 準                          | 解説書「開発許可の手引」に記載されている取扱基準によるが、知事を市長に読み替える。(ただし、第8章「関係法令等」は読み替えない。)          |
|             | 参 考 事 項                      | 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっています。<br>「開発許可の手引」については、徳島県のホームページで御覧になれます。 |
|             | 設定等年月日                       | 平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)                                               |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間<br>(設定しないものについてはその理由) | 総日数 30日 (休日を含む)                                                            |
|             | 設定等年月日                       | 平成24年 8月 1日設定 ( 年 月 日最終変更)                                                 |